

病原性微生物等の適切な管理のために留意すべき事項

1. 病原性微生物等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「B S L」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原性微生物等のB S L及びB S Lに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること)。
2. 病原性微生物等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、病原性微生物等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聞くこと。
 - (1) 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に病原性微生物等を保管すること。
 - (2) 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - (3) 病原性微生物等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - (4) 病原性微生物等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - (5) 病原性微生物等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - (6) 病原性微生物等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
 - (7) 病原性微生物等の紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。
 - (8) 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
 - (9) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき、同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。